

第2節 軍隊の対応

1 災害と軍隊

(1) 陸軍・海軍の組織

近代日本の軍隊は徴兵制度を基盤に形成され、1923（大正12）年時点の兵員数は、陸軍24万111人、海軍7万8,800人であった（内閣官房、『内閣制度七十年史』、大蔵省印刷局、1955, p. 565）。

陸軍は21個の師団（1個師団＝平時編制約1万人）を全国（朝鮮半島を含む）の主要都市に設置し、徴兵によって集めた兵員の教育と管轄地域（＝師管）の治安維持を担わせていた。標準的な師団は、2個の歩兵旅団（1個歩兵旅団＝2個歩兵連隊で編成）と騎兵・砲兵の連隊、工兵・輜重兵の大隊から編成され、歩兵連隊の兵営などを師管内の要所に分散配置して各種活動の拠点とした。一方、海軍は最新鋭の戦艦や巡洋艦から編成される連合艦隊を中心に約240隻の艦艇を保有し、鎮守府〔横須賀（神奈川県）、呉（広島県）、佐世保（長崎県）〕や要港部〔大湊（青森県）、舞鶴（京都府）、馬公（台湾）、鎮海（朝鮮）〕を拠点に兵員の教育や洋上の警備に励んだ。これらの軍港には、司令部施設のほか、艦艇の補給や修繕、兵員の休養等を担う各種港湾施設が設置され、多くの人間が海軍関係の仕事に従事していた。

こうした陸軍・海軍部隊をそれぞれの中央機関である陸軍省・参謀本部、海軍省・海軍軍令部が統轄した。陸軍・海軍大臣を頂点とする陸軍省や海軍省は軍事行政を管掌する機関で、各種政策を立案して全国の部隊や施設を管理していた。一方、参謀総長・軍令部長を頂点とする参謀本部や海軍軍令部は国防及び用兵を管掌する機関で、作戦・行動計画を立案し、実際に部隊を動かしていた。これらの他に陸軍には、軍隊教育を担う教育総監部が中央機関として存在し、陸軍所属の各種学校を統轄・管理した。

表2-1、表2-2で示すとおり、関東大震災の罹災地となる東京府や神奈川県、千葉県には、中央機関をはじめ多くの陸軍・海軍施設が存在した。陸軍は東京の三宅坂（現在の国会議事堂周辺）に陸軍省・参謀本部があったほか、近衛・第一の二つの師団司令部があり、その管轄下の部隊は府内や隣接各県に点在していた。近衛師団は平時において皇室の警護を主任務とする特殊な師団で、第一師団は東京府、千葉県、埼玉県、神奈川県、山梨県を師管とする師団である。両師団とも標準的な師団にはない騎兵や砲兵の旅団が編成されたのに加え、最先端の技術科部隊を有しており、特に近衛師団には鉄道連隊や電信連隊、飛行大隊などの部隊が所属していた。

近衛・第一師団の在京部隊は兵科ごとに一定地域に配置され、皇居北側（現在の北の丸公園）、皇居南西部から大山街道沿線（現在の国道246号＝青山通り・玉川通り）、北豊島郡岩淵町（現在の北区赤羽）などに兵営が集中していた。一方、海軍は神奈川県横須賀市を東日本における活動の拠点としていたため、東京には限られた施設しかなく、霞ヶ関の海軍省・海軍軍令部以外は現在の築地市場周辺に各種施設が集散的に配置されるのみであった。

表 2 - 1 東京周辺の主な陸軍施設 (1923年)

	施設名	所在地	現住所	現在の状況	
中央機関	陸軍省	麹町区永田町1丁目	千代田区永田町1丁目	国会議事堂・憲政記念会・国会図書館	
	参謀本部	麹町区永田町1丁目	千代田区永田町1丁目	国会議事堂・国会前洋式庭園	
	教育總監部	麹町区代官町	千代田区北の丸	科学技術館	
近衛師団	近衛師団司令部	麹町区代官町	千代田区北の丸	北の丸公園 (庁舎は現在の東京国立近代美術館工芸館)	
	近衛歩兵第一旅団司令部	麹町区代官町	千代田区北の丸	北の丸公園	
	近衛歩兵第一連隊	麹町区代官町	千代田区北の丸	北の丸公園	
	近衛歩兵第二連隊	麹町区代官町	千代田区北の丸	北の丸公園	
	近衛歩兵第二旅団司令部	赤坂区一ツ木町	港区六本木	東京放送(TBS)	
	近衛歩兵第三連隊	赤坂区一ツ木町	港区六本木	東京放送(TBS)	
	近衛歩兵第四連隊	赤坂区青山北町	渋谷区神宮前	國學院高校・青山高校	
	騎兵第一旅団司令部	千葉県千葉郡津田沼町	千葉県習志野市大久保	八幡公園	
	近衛騎兵連隊	牛込区戸塚町	新宿区戸山	学習院女子大学・戸山高校	
	騎兵第十三連隊	千葉県千葉郡津田沼町	千葉県習志野市泉町	東邦大学薬学部	
	騎兵第十四連隊	千葉県千葉郡津田沼町	千葉県習志野市泉町	日本大学生産工学部	
	野戦重砲兵第四旅団司令部	荏原郡駒澤村	世田谷区池尻	三宿中学校	
	近衛野砲兵連隊	荏原郡駒澤村	世田谷区池尻	昭和女子大学	
	野戦重砲兵第四連隊	千葉県印旛郡千代田村	千葉県四街道市	愛国学園大学・千葉敬愛高校	
	野戦重砲兵第八連隊	荏原郡駒澤村	世田谷区池尻	昭和女子大学	
	近衛工兵大隊	北豊島郡岩淵町	北区赤羽台	東京北社会保険病院	
	鉄道第一連隊	千葉県千葉郡都賀村	千葉県千葉市椿森	椿森公園・千葉公園	
	鉄道第二連隊	千葉県千葉郡津田沼町	千葉県習志野市津田沼	千葉工業大学	
	電信第一連隊	豊多摩郡中野町	中野区中野	中野区役所・サンプラザ	
	飛行第五大隊	北多摩郡立川町	東京都立川市緑町・泉町	陸上自衛隊立川駐屯地	
	気球隊	埼玉県入間郡所沢町	埼玉県所沢市	所沢航空記念公園	
	近衛輜重兵大隊	荏原郡目黒町	目黒区大橋	警視庁第三方面本部・第三機動隊	
	下志津衛戍病院	千葉県印旛郡千代田村	千葉県四街道市	国立病院機構下志津病院	
	千葉衛戍病院	千葉県千葉郡都賀村	千葉県千葉市	国立病院機構千葉医療センター	
	立川衛戍病院	北多摩郡立川町	東京都立川市	立川タカシマヤ	
	第一師団	第一師団司令部	赤坂区青山南町	港区六本木	都営南青山アパート・青葉公園
		麻布連隊区司令部	赤坂区青山南町	港区六本木	都営南青山アパート・青葉公園
甲府連隊区司令部		山梨県西山梨郡相川村	山梨県甲府市北新町	国立病院機構甲府病院	
本郷連隊区司令部		本郷区真砂町	文京区本郷	関東財務局住宅・清和公園	
佐倉連隊区司令部		千葉県千葉郡佐倉町	千葉県佐倉市城内町	国立歴史民俗博物館	
歩兵第一旅団司令部		赤坂区青山南町	港区六本木	都営南青山アパート・青葉公園	
歩兵第一連隊		赤坂区檜町	港区赤坂	東京ミッドタウン	
歩兵第四十九連隊		山梨県西山梨郡相川村	山梨県甲府市北新町	山梨大学付属中学校	
歩兵第二旅団司令部		赤坂区青山南町	港区六本木	都営南青山アパート・青葉公園	
歩兵第三連隊		麻布区新葦土町	港区六本木	国立新美術館	
歩兵第五十七連隊		千葉県印旛郡佐倉町	千葉県佐倉市	国立歴史民俗博物館	
騎兵第二旅団司令部		千葉県千葉郡津田沼町	千葉県習志野市大久保	八幡公園	
騎兵第一連隊		荏原郡世田谷村	世田谷区池尻	筑波大学付属駒場高校	
騎兵第十五連隊		千葉県千葉郡津田沼町	千葉県習志野市	東邦大学付属中学校・高校	
騎兵第十六連隊		千葉県千葉郡津田沼町	千葉県習志野市	財務省関東財務局合同庁舎	
野戦重砲兵第三旅団司令部		千葉県東葛飾郡市川町	千葉県市川市国府台	和洋女子大・国府台高校	
野砲兵第一連隊		荏原郡駒澤村	世田谷区池尻	都営下馬アパート	
騎砲兵大隊		千葉県東葛飾郡市川町	千葉県市川市国府台	和洋女子大・国府台高校	
野戦重砲兵第一連隊		千葉県東葛飾郡市川町	千葉県市川市国府台	和洋女子大・国府台高校	
野戦重砲兵第七連隊		千葉県東葛飾郡市川町	千葉県市川市国府台	和洋女子大・国府台高校	
東京湾要塞司令部		神奈川県横須賀市中里	神奈川県横須賀市上町	豊島小学校	
横須賀重砲兵連隊		神奈川県横須賀市不入斗町	神奈川県横須賀市不入斗町	坂本中学校・不入斗中学校	
工兵第一大隊		北豊島郡岩淵町	北区赤羽台	星美学園	
輜重兵第一大隊		荏原郡目黒村	目黒区大橋	都立駒場高校・芸術高校	
自動車隊		荏原郡世田谷村	世田谷区桜1丁目	東京農業大学	
東京第一衛戍病院		麹町区隼町	千代田区隼町	最高裁判所・国立劇場	
東京第二衛戍病院		荏原郡世田谷村	世田谷区大子堂	太子堂中学校	
習志野衛戍病院		千葉県千葉郡津田沼町	千葉県習志野市	千葉県済生会習志野病院	
国府台衛戍病院		千葉県東葛飾郡市川町	千葉県市川市国府台	国立精神・神経センター国府台病院	
横須賀衛戍病院		神奈川県横須賀市中里	神奈川県横須賀市上町	横須賀市立うわまち病院	
甲府衛戍病院		山梨県西山梨郡相川村	山梨県甲府市	国立病院機構甲府病院	
佐倉衛戍病院		千葉県印旛郡佐倉町	千葉県佐倉市	国立歴史民俗博物館	
東京療養院		北豊島郡巢鴨町	豊島区巢鴨	巢鴨公園	
東京衛戍監獄	豊多摩郡渋谷町	渋谷区宇田川町	渋谷区役所・渋谷公会堂		

憲兵	憲兵司令部	麹町区大手町1丁目	千代田区大手町1丁目	パレスホテル	
	憲兵練習所	麹町区大手町1丁目	千代田区大手町1丁目	パレスホテル	
	東京憲兵隊	麹町区大手町1丁目	千代田区大手町1丁目	パレスホテル	
陸軍省	陸軍経理学校	牛込区若松町	新宿区若松町	東京女子医科大学	
	陸軍軍医学校	麹町区富士見町	千代田区富士見町2丁目	東京通信病院・嘉悦女子高校	
	陸軍獣医学校	荏原郡世田谷村	世田谷区代沢	駒場学園高校・富士中学校	
	陸軍工科学校	小石川区小石川町	文京区後楽	中央大学理工学部・礪川公園	
	生徒隊	小石川区小石川町	文京区後楽	中央大学理工学部・礪川公園	
	陸軍航空部 陸軍航空学校	埼玉県入間郡所沢町	埼玉県所沢市	所沢航空記念公園	
	参謀本部 陸軍大学校	赤坂区青山北町1丁目	港区北青山1丁目	青山中学校・都営北青山アパート	
	陸軍砲工学校	牛込区若松町	新宿区若松町	警視庁第八機動隊	
	陸軍歩兵学校	千葉県千葉郡都賀村	千葉県千葉市天台	千葉少年鑑別所	
	教導連隊	千葉県千葉郡都賀村	千葉県千葉市天台	千葉少年鑑別所	
教育機関 教育総監部	陸軍戸山学校	牛込区下戸塚町	新宿区戸山	戸山公園・都営戸山ハイソ	
	学生隊	牛込区下戸塚町	新宿区戸山	戸山公園・都営戸山ハイソ	
	陸軍騎兵学校	千葉県千葉郡二宮村楽園台	千葉県船橋市	陸上自衛隊習志野駐屯地	
	教導隊	千葉県千葉郡二宮村楽園台	千葉県船橋市	陸上自衛隊習志野駐屯地	
	陸軍野戦砲兵学校	千葉県印旛郡千代田村	千葉県四街道市	イトーヨーカドー四街道店	
	教導連隊	千葉県印旛郡千代田村	千葉県四街道市	イトーヨーカドー四街道店	
	高射砲練習隊	千葉県印旛郡千代田村	千葉県四街道市	イトーヨーカドー四街道店	
	陸軍重砲兵学校	神奈川県三浦郡浦賀町	神奈川県横須賀市馬堀町	馬堀自然教育園	
	教導大隊	神奈川県三浦郡浦賀町	神奈川県横須賀市馬堀町	馬堀自然教育園	
	陸軍工兵学校	千葉県東葛飾郡明村	千葉県松戸市	聖徳大学・松戸中央公園	
	教導大隊	千葉県東葛飾郡明村	千葉県松戸市	聖徳大学・松戸中央公園	
	陸軍士官学校	牛込区市谷本村町	新宿区市谷本村町	防衛省	
	本科生徒隊	牛込区市谷本村町	新宿区市谷本村町	防衛省	
	予科生徒隊	牛込区市谷本村町	新宿区市谷本村町	防衛省	
	東京陸軍幼年学校	牛込区市谷本村町	新宿区市谷本村町	防衛省・警視庁第四方面本部	
	工廠 陸軍省	陸軍造兵廠	小石川区小石川	文京区後楽	東京ドーム・東京ドームシティ
		東京工廠	小石川区小石川	文京区後楽	東京ドーム・東京ドームシティ
火工廠		北豊島郡王子町	北区十条台	陸上自衛隊十条駐屯地	
陸軍兵器本廠		麹町区隼町	千代田区隼町	最高裁判所・国立劇場	
東京陸軍兵器支廠		小石川区大塚町	文京区大塚	お茶の水女子大学	
千葉陸軍兵器支廠		千葉県千葉市	千葉県千葉市轟町	千葉経済大学・千葉東高校	
医務局 陸軍衛生材料廠		荏原郡大崎町大字上大崎	品川区上大崎	シティコート目黒	
千住製絨所		北豊島郡南千住	荒川区南千住	南千住浄水場・荒川工業高校	
陸軍糧秣本廠		深川区越中島	江東区越中島	越中島公園・深川スポーツセンター	
陸軍被服本廠		北豊島郡岩淵町	北区赤羽台	公営赤羽団地・赤羽自然観察公園	
演習場	〔東京〕 代々木練兵場	豊多摩郡代々幡町	渋谷区代々木神園町	代々木公園・NHK	
	〔東京〕 大久保射撃場	豊多摩郡大久保町	新宿区大久保	早稲田大学理工学部・戸山公園	
	〔東京〕 駒澤練兵場	荏原郡世田谷村池尻	世田谷区池尻	世田谷公園・陸上自衛隊三宿駐屯地	
	〔千葉〕 習志野演習場	千葉県千葉郡津田沼町	千葉県船橋市・習志野市	陸上自衛隊習志野駐屯地他	
	〔千葉〕 下志津演習場	千葉県印旛郡千代田村	千葉県四街道市	陸上自衛隊下志津駐屯地他	
	〔静岡〕 富士裾野演習場	静岡県駿東郡	静岡県御殿場市	陸上自衛隊東富士演習場	

※1 「現在の状況」で明確な位置が特定できないものは、最も近い周辺施設や建築物等を記した。

※2 「演習場」は近衛、第一師団の在京部隊が使用する主要な演習場に限った。

出典：『職員録』（印刷局）を基礎情報とし、上山和雄編『帝都と軍隊』（日本経済評論社、2002年）、十菱駿武・菊池実編『しらべる戦争遺跡の事典』（柏書房、2002年）、同『続 しらべる戦争遺跡の事典』（柏書房、2003年）、各自治体史などを参考に作成

表 2-2 全国の海軍主要施設（1923年）

	施設名	所在地	現住所
青森	大湊要港部	下北郡大湊村	むつ市大湊
東京	海軍省	麹町区霞ヶ関2丁目	千代田区霞ヶ関2丁目
	海軍軍令部	麹町区霞ヶ関2丁目	千代田区霞ヶ関2丁目
	水路部	京橋区築地4丁目	中央区築地
	海軍大学校	京橋区築地4丁目	中央区築地
	海軍軍医学校	京橋区築地4丁目	中央区築地
	海軍経理学校	京橋区築地4丁目	中央区築地
	海軍技術研究所	京橋区築地4丁目	中央区築地
	海軍参考館	京橋区築地4丁目	中央区築地
神奈川	横須賀鎮守府	横須賀市	横須賀市
	海軍機関学校	横須賀市	横須賀市
	海軍砲術学校	横須賀 楠ヶ浦	横須賀市
	海軍水雷学校	三浦郡田浦町	横須賀市田浦港町
	海軍技手養成所	横須賀市	横須賀市
	横須賀海軍工廠	横須賀市	横須賀市
	海軍火薬廠	中郡平塚町	平塚市
	横須賀海軍病院	横須賀市	横須賀市
横須賀海軍刑務所	横須賀市	横須賀市	
京都	舞鶴要港部	加佐郡中舞鶴町中舞鶴	舞鶴市
広島	呉鎮守府	呉市	呉市
	海軍潜水学校	呉市	呉市
	海軍兵学校	安芸郡江田島村	安芸郡江田島町
	呉海軍工廠	呉市	呉市
	広島海軍工廠	賀茂郡広村	呉市
	呉海軍病院	呉市	呉市
	呉海軍刑務所	呉市	呉市
	山口	海軍燃料廠	都濃郡徳山町
長崎	佐世保鎮守府	佐世保市	佐世保市
	佐世保海軍工廠	佐世保市	佐世保市
	佐世保海軍病院	佐世保市	佐世保市
	佐世保海軍刑務所	佐世保市	佐世保市
台湾	馬公要港部	澎湖島測天島	澎湖島測天島
朝鮮	鎮海要港部	慶尚南道鎮海	大韓民国慶尚南道鎮海

出典：『職員録』を基礎として作成

(2) 災害時の軍隊の救護活動

a. 軍隊の「災害出動」制度

災害時の軍隊の活動は、重要物件の警護や罹災地の警戒など治安維持を目的とする「警備活動」と、①消火や水防、②罹災者の救助、③負傷者の救療・収容、④救援物資の供給、⑤社会基盤の復旧など国民の生命や財産の保護を目的とする「救護活動」の二つに大別できる。現在の自衛隊法第83条1項には、「都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる」と、「災害派遣」が規定されているが、戦前の軍隊も災害時には出動して各種救護活動を展開していた。1932（昭和7）年に一般への軍事知識普及を目的に刊行された櫻井忠温編『国防大事典』は、「関東地方に於ける大震災、鹿児島に於ける櫻島の爆発、丹波地方の地震等、大なる災害に対しては、軍隊出動してこれが救護、整理、補給、衛生、等のことにあたった。その他、火災、水害の際には附近軍隊が出動してゐる。軍隊の出動は、地方長官の要求か、その衛戍地の衛戍司令官たる、師団長（旅団長、或いは聯隊長）によって、始めて軍隊を動かし得るのである。火災其他普通災害の場合には、多く軍隊自体の発意で出動する」と、災害時の軍隊の救護活動を「災害出動」として解説している。

関東大震災以前の大規模な地震災害に軍隊が出動した例は、1891（明治24）年10月の濃尾地震があるが、当時はまだ災害時の出動に関する規定はなく、濃尾地震における軍隊の出動は現地の最高指揮官であった桂太郎（第三師団長兼名古屋衛戍司令官）の独断によるものであった（徳富蘇峰、『公爵桂太郎伝』乾巻, 原書房, 1967, p. 481-495）。これ以降、災害時の軍隊の出動は、部隊指揮官の裁量によって行われるが、明確な法的根拠がなかったため、活動内容には地域や部隊によって差があった。しかし、1907（明治40）年8月の水害で軍隊の存在意義が問題として浮上すると、災害時の救護活動が一般社会から求められるようになり、1909（明治42）年7月の大阪大火では、現地の第四師団だけでなく、陸軍省も広島県宇品糧秣廠保管の軍用物資を開放するなど積極的な対応を見せている。こうした流れのなか、1910（明治43）年3月18日の衛戍条例改正（勅令26号）によって軍隊の「災害出動」が制度として確立するが、自衛隊法の「災害派遣」が人命や財産の保護を明確な目的としているのに対し、衛戍条例の「災害出動」はあくまで国内警備の一環として位置づけられていた（吉田律人, 2008）。

衛戍条例とは、一つの地域に陸軍部隊が常駐し、かつ、その地域を駐屯部隊が警備することを定めた法令であり、その第9条1項には、「東京衛戍総督及衛戍司令官は災害又は非常の際治安維持に関する処置に付ては当該地方官と協議するものとす」と、自治体側と災害時や非常時の対応について協議することが定められている。条文中の「治安維持に関する処置」は、暴動等が発生した場合の対応とともに、災害時の警備活動や救護活動も含んでおり、全国の兵営所在地では災害時の業務内容を詳細に定めた現場レベルの「衛戍規則」等が作成される。続く2項には、「東京衛戍総督及衛戍司令官は災害又は非常の際地方官より兵力を請求するとき事急なれば直に之に応ずることを得」と、地方官（＝府県知事など）の要請による軍隊の出動が定められ、3項では、「其の事地方官の請求を待つゝの違なきときは兵力を以て便宜処置することを得」と、衛戍司令官の判断による出動が定められている。このように災害時の出動手続には、①府県知事からの出動要請と、②衛戍司令官の判断という二つの方法が存在した。

以後、兵営近傍で発生する小規模な火災から水害や火山噴火などの大規模な災害まで陸軍は頻繁に出動するようになる。一方、海軍は1910（明治43）年8月の水害の際に海軍大臣の命令によって横須賀から東京へ水兵を派遣した例などがあるが、基本的には軍港内で発生する災害の対処にとどまった。しかし、軍艦の寄港地で火災があった場合は、艦艇から防火隊を派遣し、また、1914（大正3）年1月の桜島噴火では、佐世保所属の艦艇が出動して罹災民の救護に従事している。このように陸軍だけでなく海軍も災害の状況に応じて適宜出動し、各種救護活動を展開していたのである。

b. 「災害出動」の限界

災害時の救護活動で最も力を発揮したのは、土木や架橋、爆破など各種技術を有する工兵であったが、歩兵や砲兵、騎兵などの兵科も人々の救護に力を発揮していた。各種部隊が抱える兵員は非常時の労働力として有効だったのに加え、兵営に所蔵する食料や毛布、医薬品等を救護活動に転用することができ、また、消防ポンプや消火器具を装備していたので火災に対処す

ることも可能であった。兵営内の日常勤務を規定する軍隊内務書には、消防隊の編成が定められており、陸軍は毎月第一週に消防演習を行っていた。これらの目的は火災の脅威から自らの施設や装備を保護することにあつたが、一般社会への貢献にも転用され、兵営近傍で火災が発生した場合は連隊長の判断などで出動し、地元の消防組や警察と協力して消火活動にあつた。こうした軍隊の災害対処能力は、防災機関が未発達な地方都市だけでなく、警視庁消防部など常備消防が発達した大都市でも災害鎮圧の最終的な手段として力を発揮した。災害の規模が大きく、自治体や警察、消防組による対応が困難となった場合、災害に対処できる存在は多くの兵員や機材、各種技術を有する軍隊以外にはなかつたのである。

しかし、軍隊の「災害出動」には多くの問題点があつた。衛戍条例の適用は衛戍線で区切られた衛戍区域内（＝衛戍地）で、その範囲内の出動は駐屯部隊の最高級団隊長が兼務する衛戍司令官の権限によって行われたが、それを超える場合は師団司令部条例の適用範囲であり、師団長の権限に属していた。そのため、旅団や連隊が衛戍地を超えて出動する場合には、府県知事からの出動要請の上に師団長の命令が必要であり、現場レベルの判断による迅速な対応は困難であつた。また、軍隊の出動には軍隊教育の遅延というジレンマが常に存在し、救護活動に対する部隊指揮官たちの意識を鈍らせていた。仮に部隊の出動が長期化した場合、貴重な時間が救護活動に割かれるため、軍隊教育の計画が狂ってしまい、最終的に部隊全体の完成度に影響が及ぶ。このように軍隊の出動には様々な制約があつたのである。

この他にも、災害時の軍隊の活動には権限に関する問題があり、例えば、軍隊が延焼防止のため家屋を破壊することや勝手に私有地に進入することはできなかつた。消防組を指揮する警察には行政執行法第4条などでこれらの権限が認められていたが、軍隊にはなく、軍隊が外部で破壊消防などを実施する場合は警察と一つ一つ権限の関係を調整する必要があつた（万木才吉, 1914-1915）。現在の自衛隊法第94条第1項では、災害派遣時に警察官が不在の場合、自衛官が警察官職務執行法第4条（避難等の措置）と第6条（立入）の一部を準用することが定められているが、当時の軍人にはそうした権限はなく、軍隊は災害現場で警察とともに行動しなければならなかつた。また、軍隊は自治体の意向を尊重していたため、自治体から要請された以上の救護事業は行わなかつた。例えば、1909（明治42）年7月の大阪大火では、第四師団司令部が爆薬使用による大規模な破壊消防を大阪市側に提言するが、市長の反対で採用されず、消防ポンプによる放水や人力による破壊作業で火災に対処している（大阪市役所編, 『大阪市大火救護誌』, 大阪市, 1930, p. 22-23）。このように災害時の活動に対する軍隊の姿勢は警察や自治体への「応援」にあり、軍隊が人々の救護事業を管掌する警察や自治体の権限を無視して自由に活動することは基本的になかつたのである。

(3) 東京衛戍総督部の廃止

軍隊の出動に関する規定は警察や自治体側の法令にも存在し、1913（大正2）年6月13日に全面改正された地方官官制（勅令第151号）第6条には、「知事は非常急変の場合に臨み兵力を要し又は警護の為兵備を要するときは東京衛戍総督又は師団長に移牒して出兵を請うことを得」と、知事の判断に基づく軍隊への出動要請が規定されていた。この条文は警視総監に軍隊への出動要請の権限を与える関係上、翌1914（大正3）年11月9日に部分改正され（勅令第250号）、第6条に「但し東京知事に付ては此の限に在らず」の文言が追加されると同時に、警視庁官制も改正され（勅令第248号）、新たに警視総監の職務を規定する第4条に警視総監の判断に基づく軍隊への出動要請が加えられる。つまり、軍隊への出動要請は府県知事の権限に属していたが、東京府に限っては東京府知事ではなく、警視総監の権限に属していた。こうした改正作業の過程で、内務省は陸軍省に条文改正の旨を通達し、陸軍省軍務局は軍事課・歩兵課を中心に衛戍条例・師団司令部条例と警視庁官制・地方官官制との関係を調整している（「警視庁官制及地方官官制中追加ノ件」, 防衛研究所図書館所蔵, 『大正三年 大日記 甲輯』所収）。

既述の条文にあるよう、二つの師団が所在する東京には「東京衛戍総督」という専任の衛戍司令官が存在した。1904（明治37）年4月、麹町区代官町の近衛歩兵第一旅団司令部の庁舎に東京衛戍総督以下、数名の副官・参謀によって構成される東京衛戍総督部が設置される（庁舎は後に麹町区隼町、現在の最高裁判所周辺に移転）。そして、衛戍条例などに基づき当該地域の状況に合わせた東京衛戍服務規則を作成し、災害又は非常時の在京部隊の応援箇所やその対応方法を細かく定めた。東京衛戍総督部は、日比谷焼打事件や米騒動、大規模な水害などの際には、警察・自治体側からの出動要請の受入窓口として機能するとともに、多くの在京部隊を一元的に指揮できる唯一の機関として管轄下の部隊を東京衛戍地内に適宜派遣していた。例えば、1910（明治43）年8月の水害では、東京衛戍総督は管轄下の近衛・第一師団の歩兵・工兵・輜重兵・軍医等から救援隊・救護隊を編成し、それぞれの担当区域（近衛師団＝下谷・本所、第一師団＝浅草・深川）を区分して各種救護活動を展開させている。

しかし、第一次世界大戦終結後の世界的な軍縮世論の中で総督部不要論が浮上し、1919（大正8）年8月に廃止される。その背景には、軍縮世論に加え、①警視庁警察官の増員や、②米騒動への軍隊の対応が不十分であったことなどがあつた（土田宏成, 2002）。総督部廃止と同時に衛戍条例の一部も改正され、東京衛戍地の統轄は近衛・第一師団長で前任の師団長（先に師団長職に就任した者）が兼任する「東京衛戍司令官」が担うこととなり、また、その司令部は衛戍司令官を兼任する師団長の司令部に併設され、副官や参謀も師団司令部の幕僚が兼務することになった。震災時の東京衛戍司令官は近衛師団長の森岡守成であり、1923（大正12）年8月15日に小倉の第十二師団長から東京へ転任したばかりであつた。他方、総督部廃止にあわせて警視庁官制が変更されることはなく、「東京衛戍総督」の文言が削除され、条文の内容が現状に即した形となるのは、1926（大正15）年6月3日の警視庁官制改正（勅令第145号）以降であり、震災時は軍隊の出動に関する法令の間で規定上の齟齬が生じていたのである。

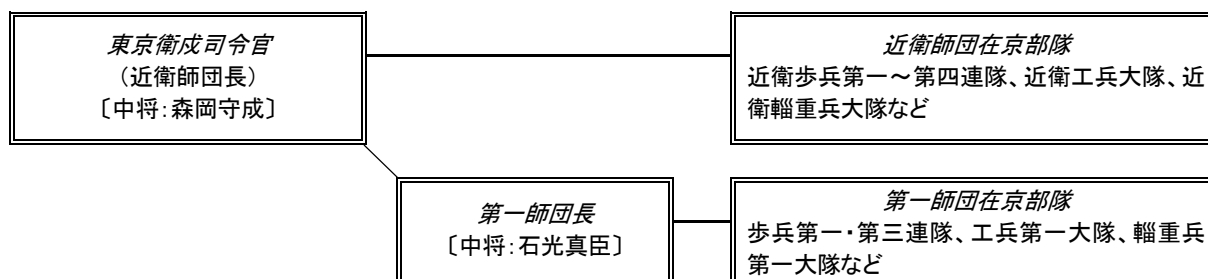


図 2-3 東京衛戍部隊の指揮・命令系統

※1923 (大正12) 年 9 月 1 日、関東大震災発生当時

2 地震発生と軍隊の活動

(1) 1923年9月1日(土) 午前の陸軍・海軍の状況

a. 在京部隊の状況

平時における軍隊の主な業務は、戦時に備えて兵士個人や部隊単位の技能を向上させることである。そのため、全国各地に配置された陸軍・海軍部隊、各種教育機関は、日々専門の軍事教育と訓練を実施し、定期的な上級指揮官から部隊の完成度に関する検査(=検閲)を受けていた。陸軍の場合、10月から11月の秋季演習が一年間の総仕上げであり、その前の時期は師団長や旅団長クラスの検閲期間にあっていた。

1923(大正12)年9月1日午前、近衛師団長森岡守成は、参謀長寺内寿一以下の師団司令部の幕僚を従え、千葉県の下志津演習場において野戦重砲兵第四連隊の検閲中であり、また、同じ演習場の別の場所では、近衛歩兵第一旅団司令部と近衛歩兵第一連隊も演習・検閲を行っていた。しかし、他の在京部隊は、所定の兵営やその周辺に位置し、近衛歩兵第二旅団所属の近衛歩兵三連隊は一ツ木町の兵営で旅団長の検閲中、同第四連隊は代々木練兵場で演習中であった。一方、第一師団は、富士裾野で演習中の野戦重砲兵第一連隊を除き、多くの在京部隊が所定の兵営やその周辺に位置し、前日まで富士裾野で大規模な演習を行っていた歩兵第三連隊は慰労休暇のためほとんどの将兵が外出中であったが、他の兵営では将兵たちが日常と変わらぬ業務を行い、正午前には各々の兵舎や演習場で昼食を食べ始めていた。

b. 海軍主力部隊の状況

海軍は、戦艦「長門」以下の連合艦隊〔第一艦隊・第二艦隊(司令長官竹下勇)〕が遼東半島沖の長山列島で演習・検閲中であったほか、少尉候補生を乗せた練習艦隊〔海防艦「浅間」「磐手」「八雲」(司令官齋藤七五郎)〕は、山東半島の青島を出発して長崎県の佐世保港に向けて航海中であった。その他、多くの艦艇が停泊する鎮守府や要港部では、各種施設で働く職員たちが日常と変わらぬ業務に就いていた。

c. 中央機関の状況

正午前、陸軍省や海軍省などの中央機関で働く軍人たちは各々の仕事を切り上げ帰途に就こうとしていた。震災当時の陸軍・海軍の首脳を整理すると、陸軍が陸軍大臣山梨半造、参謀総長河合操、教育総監大庭二郎、海軍が海軍大臣財部彪、海軍軍令部長山下源太郎であった。陸軍首脳も海軍首脳も、1日の午前中は山本権兵衛次期内閣の組閣準備を進めていた。山梨は三宅坂の陸軍大臣官邸で軍事参議官会議を開催し、参謀総長や教育総監とともに次期陸相の選定作業を進めていた。また、財部も午前11時過ぎから義父である山本権兵衛とともに築地の水交社で閣僚人事の相談を行っていた。

(2) 在京部隊の初期対応

a. 地震発生と在京部隊

午前11時58分、地震が発生し、在京部隊の多くの将兵が兵舎内で昼食中に地震に遭遇する。兵士たちは軍隊内務書の規定に基づき、上官の指示に従い、銃剣を持って営庭に避難した後、負傷兵の救療や罹災状況の確認、施設の警戒を行うと同時に、兵営周辺での警備・救護活動を開始する。震動によって電信・電話網が断たれたため、在京部隊は各々の部隊指揮官たちの裁量で行動し、東京衛戍服務規則で定められた箇所へ応援隊を派遣したほか、兵営近傍で罹災者の救助や消火活動を実施する。また、救護所を開設して一般の負傷者にも対応し、一部では兵営を開放して罹災者の受入を開始する。例えば、一ツ木町の近衛歩兵第三連隊は、直ちに救護活動を開始し、赤坂区新町で発生した火災に消防隊を派遣して対応するとともに、兵営を開放して約1,500名の罹災民を天幕等に収容、負傷者には応急処置を施した。さらに午後2時30分、清水谷公園に救護所を開設して救療活動を行ったほか、衛生隊を派遣して建物の下敷きとなった人々の救助にもあたった（『近衛歩兵第三聯隊歴史』第九卷、防衛研究所図書館所蔵）。

幸い人的被害が軽微であったため、各部隊は直ちに行動することができ、山手方面の被害拡大は抑えられた。こうした素早い対応の背景には、日頃からの救護活動の経験と蓄積があったと考えられるが、各部隊は兵営周辺の対応に手一杯で、他所へ十分な応援を回すことはできず、また、指揮・命令系統も断絶したため、災害の状況に応じた効率的な部隊展開は不可能であった。1910（明治43）年8月の水害など東京における過去の大規模災害では、東京衛戍総督部と各兵営間の連絡は主に電話回線によって行われ、部隊や器材の移動には鉄道などが活用されていたが、関東大震災では激しい震動によって社会基盤が崩壊し、活動拠点となる施設自体も被害を受けていたため、地震発生直後から陸軍が組織的に動くことはできなかったのである。

b. 軍事施設の焼失

兵士たちの初期対応によって各兵営の被害は抑えられたが、各種教育施設や工場（軍直属の工場）は大きな被害を受けた。その一因は各々の施設で保管・管理する薬品の存在にあった。

麴町区富士見町に位置していた陸軍軍医学校では、職員や学生、患者の避難は円滑に行われたが、軍陣衛生学教室や化学兵器研究室の薬品が倒れ、発火と同時に有毒ガスが発生する。これは職員の迅速な対応と、午後2時10分に来援した近衛歩兵第二連隊の1個分隊の協力によって鎮火・埋没に成功するが、十分な応援を得られなかった施設では被害の拡大を防止できず、例えば、大崎にあった衛生材料廠（陸軍で使用する医薬品や器材を製造・保管する施設）では、建物の倒潰と同時に薬品から出火し、6棟あった倉庫は1棟を残してすべて焼失する。衛生材料廠の職員は全員で消火にあたったが、もともと職員の数が少なく、高輪消防署や附近の兵営に応援を求めたが、混乱状況でそれは実現しなかった。さらに、水道の断水が追い討ちをかけ、被害を拡大させる。衛生材料廠の消火設備は水道消火栓に頼っていたため、震動による断水によって放水が不可能となった。衛生材料廠の火災は附近住民の協力を得て、施設の一部を破壊することで鎮火に成功するが、倉庫の焼失により多くの衛生材料が失われたことで、初期の陸軍の救療活動は物資不足な中で展開されていく。

他方、震災直後の消火には成功したが、後に外部からの延焼によって施設が焼失した例もあった。築地の海軍施設群では、地震発生後に技術研究所の薬品倉庫から出火するが、職員たちの消火活動によって消し止められる。その後、施設群が濠に囲まれていたこともあり、類焼の虞はないと考えた職員たちは宿直を残して大部分が帰宅してしまう。しかし、夕方以降、火災に追われた人々が敷地内に避難してくると、銀座方面から炎が迫り、避難民が持ち込んだ荷物に火が燃え移る。敷地内で発生した火災は燃え広がり、午後8時以降、施設群は順次炎に包まれるが、残った職員たちは少人数で避難民の誘導と消火活動を行う必要があり、十分な対応はできなかった。その結果、2日午前2時に火薬庫が爆発し、施設群の大部分が焼失する。これによって海軍は貴重な通信機器等を失い、以後、船橋通信所の発信に頼らざるを得なくなるなど、東京における活動手段を初期段階で失ってしまうのである。

(3) 千葉県・神奈川県での軍隊の活動

a. 千葉県駐屯部隊の対応

人口が密集する東京に比べ、千葉県の兵営所在地の被害は少なく、駐屯部隊の初期対応は消極的なものにとどまった。多くの将兵はそのまま通常の業務を続けていたが、次第に東京方面の空が黒煙に包まれるのを目撃し、さらに突風によって東京や横浜から焼けた葉書や文書が飛ばされてくると、不安な表情を浮べるようになる。市川国府台に駐屯する野戦重砲兵第三旅団の兵士たちは何故自分たちが東京方面の救援に赴かないのか疑問に思っていたという（『歴史の真実－関東大震災と朝鮮人虐殺』, p. 13）。しかし、市川町を衛戍地とする同旅団が衛戍司令官である旅団長の判断で東京衛戍地へ出動することは不可能であり、部隊を動かすには決定権を有する第一師団長の判断が必要であった。

すぐに旅団司令部は師団司令部への電話連絡を試みるが、回線が断絶していたため、連絡はできなかった。午後2時、旅団司令部は応急処置として東京市出身者の一時帰宅を許可し、午後4時には師団長の判断を仰ぐため師団司令部へ直接連絡将校を派遣するが、道路や橋梁の寸断によって、師団司令部へ到着したのは午後11時50分であった。また、東京に向かった帰宅者の一部も火災のために入京できず、国府台の兵営に戻ってくる。市川衛戍地の砲兵部隊が本格的に動き出したのは、日付が2日に変わるころであり、それまでは東京方面の惨状を目前にしながら有効な対応はできなかったのである。

b. 下志津演習場の部隊

近衛師団司令部、近衛歩兵第一旅団司令部、近衛歩兵第一連隊は、下志津演習場で地震に遭遇する。ここで重要なのは、震災直後に森岡守成以下東京衛戍司令部の幕僚が東京にいなかった点である。後の第49回帝国議会貴族院予算委員会（1924年7月15日、第4分科会）において陸軍大臣宇垣一成（加藤高明内閣）が「極く緊急なる場合に其勤務〔東京の衛戍勤務一引用者〕を統督する所の首脳者が欠けて居った為に色々不便を感じたのであります」と答弁するように、震災時の東京衛戍司令官の不在は混乱を招いていた（『帝国議会貴族院委員会議事速記録』22，臨川書店，1986，p. 382-383）。森岡は地震が発生した後も検閲を続行し、すべてが終了した午後4時に宿泊先の千葉市内の旅館に向けて出発する。その途中でようやく東京方面の異変と東京衛戍司令官の任務に気づき、一足先に参謀長と衛戍参謀を自動車で帰京させた後、自らも準備を整え、帰京の途に就く。また、旅団司令部も東京方面へ引き返し、午後11時には代官町の庁舎へ帰還するが、連隊だけはそのまま下志津演習場で演習を継続する。

この日、連隊は夜間演習を実施する予定で、正午前から仮眠などをして準備に入っていた。午後3時ごろ、将兵たちは東京方面の空が煙で真っ暗になるのを目撃し、その後、東京方面から焼けた葉書や文書が風で飛ばされてきた。これらの現象や連隊に入ってくる噂から東京方面で大規模な火災が発生していることが察せられた。しかし、連隊は予定通り夜間演習を実行する。連隊は演習の計画を統轄する師団長の命令がない限り、既定の演習予定を変更することは許されなかった。結局、夜間演習は火災の炎で演習場全体が明るく照らされたため中止されるが、連隊は日付が変わるまで対応を決めかねていた。混乱状況の中で罹災地の部隊指揮官たちは独自の判断を迫られていたが、近衛歩兵第一連隊の対応は規則を尊重し、独断による行動を控えた例と言えるだろう。連隊が撤収準備を始めたのは帰還命令を受けた2日早朝であり、北の丸の兵営に戻ったのは3日午前4時30分であった。

c. 横須賀鎮守府の状況

海軍の一大拠点である横須賀市は震災によって甚大な被害を受ける。横須賀鎮守府は建物が崩壊したために前庭に司令部を移し、管轄下の艦艇部隊や諸機関に防火隊の派遣等を命じて市内の消火や罹災民の救助にあたらせるが、多くの海軍施設が自らの対応に手一杯であった。横須賀所在の海軍施設は、建物の崩壊等で多くの死傷者を出し、さらに火災の脅威にも曝されて

いた。救療活動の拠点となる海軍病院などは治療品倉庫をはじめ多くの建物が焼失している。また、石油タンクの重油に引火した炎が海面に流れ出したため、鎮守府は停泊中の全艦艇を港外に避難させる必要に迫られた。しかし、後にこの対応が海軍の救護活動の活路を開くこととなり、海軍の存在が救護活動の前面に出てくる。

多くの崖に囲まれた横須賀では、土砂崩れによって陸上の交通機関や電信・電話が破壊され、外部との連絡は断たれていたが、海上の艦艇部隊ほぼ無傷であり、行動可能であった。1日夜、鎮守府は敷設艦「阿蘇」の通信を使って呉・佐世保の鎮守府長官へ横須賀の惨状を打電するとともに、食料・医薬品等の救援物資の送付を要請した。また、艦艇を東京や横浜に直接派遣して関係機関との連絡を図り、さらに各艦艇の治療室や兵員室を海軍病院の代替として、2日以降、緊急手術や患者の収容を行った。このように直接地震の被害を受けなかった艦艇部隊は陸上の施設が機能停止する中で大きな力を発揮し、横須賀における救護活動の主体となっていくのである。

(4) 中央機関の対応

a. 東京衛戍司令部

東京衛戍司令官が不在のため、急遽、第一師団長石光真臣が東京衛戍司令官の職務を代行することになった。午後1時10分、石光は陸軍省構内から「非常警備ニ関スル命令」を発令し、「東京市街火災其他の異変に対する援助の為」、近衛・第一師団の担任区域を指定した。そして、境界線を甲武線－新宿－四谷見附－赤坂見附－虎ノ門－日比谷公園－憲兵司令部－永代橋－両国橋－両国停車場－総武本線のラインに設定し、北部（線路上を含む）を近衛師団、南部を第一師団に担当させる。この命令内容からうかがえるように、在京部隊が早急に対処しなければならなかったのは火災であった。実際、東京衛戍服務規則に基づき各所に展開した部隊は、消火活動に尽力している。また、同命令で衛戍の事務を陸軍省構内で行うことを通達し、午後2時、東京衛戍司令部の位置を近衛師団司令部の庁舎から陸軍省に移動させる。こうした作業によって中枢機能が集中する三宅坂が陸軍の震災対応の中心となった。

東京衛戍司令部は治安維持の方策として、近衛・第一師団の将兵300名を補助憲兵として憲兵司令部へ派遣し、その後、自動車隊に出動を命じて師団司令部や陸軍省の直轄とし、部隊輸送や消火活動、罹災者の救助に活用する。この間に東京市内の火災は拡大し、補助憲兵までもが憲兵司令部等の自衛消防に割かれることになる（田崎治久編、『続日本之憲兵』原書房, 1971, p. 493）。午後3時、東京中心部の消火活動にあたらせたるため、赤羽の近衛・第一工兵大隊の招致を決定し、同時に罹災者の救療のため東京第一・第二衛戍病院及び在京部隊に救護班編成と救護所開設を命じる。また、自動車による巡回救護班を編成して京橋日本橋方面に出動させ、さらに午後5時ごろには近衛・第一師団の糧秣倉庫の開放を決定し、その旨を各部隊に命じている。このように東京衛戍司令部は警備・救護活動に関する命令を次々に発令していった。

他方、火災が広がるなか、警視庁の赤池濃警視総監は午後2時ごろに「衛戍総督」に対する軍隊の出動要請を決定し、幹部を近衛師団司令部や陸軍省に派遣するとともに、午後4時30分に正式な出動要請書を軍隊側に提出するが、東京衛戍司令官の不在や司令部の移転などにより、軍隊への出動要請は円滑に進まなかったと推察できる。

b. 陸軍省・参謀本部・教育総監部

震災直後、陸軍首脳は全員即死の危機に曝されていた。後日、軍事参議官福田雅太郎が森五六中佐（教育総監部勤務）に語ったところによれば、陸相官邸で軍事参議官会議を開催中に地震が発生し、部屋の天井が落下してきたという。幸い、白い埃を被っただけで済んだが、福田は「あのとき参議官一同がやられていたらどうなったことか」と語っている（森五六述、1969）。この会議には陸軍大臣や参謀総長、教育総監も参加していたので、最悪の場合、陸軍の指揮・命令系統に大きな混乱が生じただろう。他方、中央機関に勤務する多くの軍人は各々の自宅に帰宅していった。勤務先の教育総監部から一旦帰宅した森が陸軍省に赴いた日没後には、陸軍省及び参謀本部はほとんど無人の状態、軍務局軍事課の職員たちが建物の前に机を出し、ローソクの灯を頼りに執務するのみであった。つまり、陸軍省や参謀本部には震災直後の状況に対応できるだけの十分な人員は揃っていなかったのである。

地震発生後、陸軍大臣山梨半造は首相官邸に赴き、他の閣僚とともに臨時閣議に出席する。ここで非常徴発令や戒厳令に関する議論が行われ、午後7時前には、戒厳令を施行するのではなく、政府の責任で臨機に軍隊を出動させる方針が決定する（『倉富勇三郎日記』19巻、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。山梨は参謀総長と協議した結果、隣県駐屯の近衛・第一師団所属部隊の東京招致と、陸軍各種学校の東京衛戍司令官指揮下編入を決定し、午後9時、各部隊に出動を命じる。既に在京部隊だけで混乱状況に対応するのは困難であり、隣県駐屯部隊や教育機関までも動員する必要に迫られていた。

午後5時、陸軍首脳部の意思決定以前に石光真臣は第一師団長の権限で市川の野戦重砲兵第三旅団に本所・深川方面への出動を命じていたが、所属師団の異なる隣県駐屯部隊や教育総監部統轄下の各種学校に対する指揮権はなかった。こうしたなか、森は軍事課の依頼で陸軍各種学校の教導隊及び生徒隊を東京衛戍司令官の指揮下に編入する命令案を作成し、午後9時以降、自動車で信濃町の教育総監宅と千駄ヶ谷の同本部長宅を訪問してそれぞれから命令案の承認を得る。同じ陸軍であっても東京衛戍司令官の指揮下で部隊を一元的に動かすには指揮・命令系統の調整が必要であり、各機関の責任者の間で緊急措置の事務手続が行われていたのである。

c. 海軍省・海軍軍令部

海軍大臣財部彪は築地の水交社で山本権兵衛、平沼騏一郎と会見中に地震に遭遇する。午後0時40分ごろ、財部は海軍省に戻り、昼食後の午後2時前に参内して摂政官に震災の状況を報告し（『財部彪日記』34巻、国立国会図書館憲政資料室所蔵）、その後、臨時閣議に出席している。火災が広がるなか、海軍省は海軍の全力を挙げて救護にあたる方針を決定し、夕方には横須賀

鎮守府に対して鎮守府隷下の艦艇を品川及び横浜に派遣するよう命じる。また、千葉県船橋送信所に徒歩の連絡員を派遣し、呉・佐世保の鎮守府長官や舞鶴・大湊の要港部司令官に対して、①罹災地への艦艇派遣、②救援物資の輸送、③出航予定の艦艇の行動中止などを命じ、さらに連合艦隊にも帰還を命じて、艦艇部隊の東京湾集結を図る。これらの命令は9月2日に船橋送信所を通じて全国に発信され、命令を受信した海軍施設・艦艇部隊は早急に対応する。

3 戒厳令施行と警備体制の確立

(1) 情報の収集と伝達

9月1日、陸軍省や東京衛戍司令部は次々と命令を発令するが、これらの情報が円滑に各部隊へ伝わったわけではなかった。電信・電話が破壊されたため、中央機関は自動車やオートバイ、自転車、徒歩によって直接命令を伝達しようとする。しかし、延焼地域が拡大したのに加え、道路や橋梁が各所で寸断されていたため、各々の命令が現場部隊に届くには多くの時間を要した。例えば、赤羽の近衛・第一工兵大隊には午後3時に出動命令が出ているが、その命令が届いたのは、近衛が午後6時30分、第一が同45分であり、両大隊が各々の災害現場に到着するにはさらに時間が必要であった。

午後4時、東京衛戍司令部は陸軍省と重要施設・兵営間の電信・電話網の構築のため中野の電信第一連隊に出動を命じるが、命令伝達の状況は工兵大隊と変わらなかった。そのため、電信連隊の到着までは近傍の近衛歩兵第二、第三連隊の通信班がこの業務を担い、陸軍省と皇居、赤坂離宮、首相官邸、内相官邸、警視庁、東京市役所、近衛師団司令部、第一師団司令部、憲兵司令部の間に軍用電話を架設する。翌2日、電信連隊が陸軍省と海軍省、大蔵省、農商務省、逓信省、鉄道省、外務省などを結んだほか、東京市役所と各区役所の間にも連絡網を構築する。以後、電信連隊等の活躍によって中央機関と在京部隊、他の行政機関との間に電信・電話網が順次敷かれていくのである。

東京衛戍司令部は隅田川東岸地域の状況を正確に掴めないでいた。そのため、1日午後10時に近衛・第一師団に対し同地域の情報収集を命じるが、道路の断絶などで地上部隊の情報収集には限界があった。そこで、航空機を①罹災地の状況把握と、②各地との通信連絡に活用する。2日午前5時15分、黒煙が上がる中、天皇が滞在する日光へ飛行第五大隊の航空機が離陸したのを皮切りに、同大隊及び陸軍航空学校、横須賀海軍航空隊、霞ヶ浦海軍航空隊は連日飛行を繰り返し、情報収集と通信連絡に尽力する。こうした航空機の活躍は震災初期の閉塞状況を打開するのに大きな効果があった。航空機は非罹災地に被害状況を正確に伝えただけでなく、通信筒の投下によって各地の部隊に直接出動命令を伝えることも可能となり、また、上空から罹災地を偵察することで被害状況を詳細に把握できた。これらは各部隊の行動計画の立案に大いに役立ち、中央機関は航空機の活用によって情報の伝達と収集の手段を確保していったのである。

(2) 戒厳令の一部適用

a. 下町方面への軍隊の出動

1日午後9時30分、先発した近衛師団の参謀長と衛戍参謀が陸軍省の東京衛戍司令部に到着し、翌2日午前8時には森岡守成も司令部に到着して東京衛戍司令官の職務を交代する。1日夕刻、千葉市内を出発した森岡は千住もしくは赤羽方面を迂回して入京を試みるが、市川で上流部の橋梁流失を知ると、小松川・大島方面からの進入を模索する。しかし、道路が避難民で溢れていたために身動きがとれず、自動車を棄て亀戸・錦糸町方面を偵察したが、本所方面の延焼拡大により陸路での移動は不可能であった。そのため、東葛飾郡役所で小船を得て江戸川を南下し、海上から月島方面の惨状を眺めつつ、2日早朝、芝浦に上陸する。このように森岡は千葉市から下町方面の状況を直接確認しながら三宅坂に至るのである。

罹災民が混乱する中で「朝鮮人暴動」等の流言蜚語が盛んとなり、2日には、「至る処に暴行惨殺等の不祥事勃発し、警察の威力全く停止したるを以て、遂に衛戍勤務令の制裁に従ひ、衛兵の命を拒むものは治安維持上断乎たる処置に出づの已を得ざるに至れり」（森岡守成, 1937, p. 202）という状況となった。もはや軍隊以外に事態を收拾できる存在はなく、午前10時、森岡は管轄下の部隊に対して警備の任に就くことを命じる。そして、命令を受けた在京部隊は次々と兵営を出発し、午後2時ごろには指定された担当地域に各々展開する。また、航空機等によって出動命令を受けた千葉県駐屯部隊も続々と兵営を出発し、午後10時までに展開を完了する。

同日夕刻、戒厳令第9条と第14条が東京市及び隣接する荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡に施行され、森岡に戒厳司令官の権限が与えられる（勅令398・399号）。午後4時、森岡は各部隊に対し、「罹災せる一般官民に対しては、懇に救護に従事すべし」と命じると同時に、「万一此の災害に乘じ非行を敢てし、治安秩序を紊るが如きものあるときは、之を制止し、若し之に応せざるものあるときは、警告を与えたる後、兵器を用ふることを得」と、武器使用の許可を与える。ただ、一部の兵営では司令部との電話回線が回復しつつあったが、円滑に命令伝達が行われたわけではなく、現場に出動した部隊に正確な情報が伝わるのには多くの時間を要した。例えば、陸軍省と兵営間の電話回線が回復していた近衛歩兵第三連隊がこの命令を受けたのは午後5時であり、戒厳令施行の伝達を受けたのは午後7時であった（前掲『近衛歩兵第三聯隊歴史』第九卷）。また、戒厳令の一部施行によって各地に展開した部隊は警察の権限を気にせず任務を遂行できるようになったが、こうした状況をすべて将兵、警察官が認識したわけではなく、現場では軍隊と警察の間で感情的な衝突が生じる場面もあった（近衛・第一師団、「将来参考トナルヘキ所見」, 『東京震災録』後輯所収）。

他方、部隊を動かす司令部の機能にも限界があった。東京衛戍司令部は続々と到着する来援部隊を捌くだけでなく、近衛師団が担当する東京北部地域の指揮も直接行わなければならなかった。さらに、神奈川県警務課長等の報告によって横浜方面の惨状が明らかになると、同方面にも陸軍部隊を展開させる必要が生じてくる。東京衛戍司令部には戒厳令施行に対応できる十分な準備はなく、森岡の戒厳司令官兼任は関東戒厳司令部設置までの一時的な措置であった。

b. 関東戒厳司令部の設置

2日夕刻、軍事参議官福田雅太郎に関東戒厳司令官就任の内命が下り、中央機関勤務の軍人たちが戒厳参謀に就任する予定となる。福田は、陸軍省の裏玄関前に森五六など幕僚を集めて戒厳令施行に対する訓示を与えた後、司令部の設置準備や命令・布告の起案に取り掛かり、参謀長就任予定の参謀本部総務部長阿部信行が中心となって、1905（明治38）年の日比谷焼打事件の官報を参考にしながら戒厳命令等を起案する。また、航空機の情報から罹災地の範囲を判断し、戒厳令の適用地域を東京府及び神奈川県全域に拡大させる。3日、関東戒厳司令部条例（勅令第400号）の発布とともに、東京府及び神奈川県を管轄地域とする関東戒厳司令部が参謀本部構内の陸地測量部庁舎内に設置され、午前8時から業務を開始する。それと同時に東京衛戍司令部の機能は停止し、森岡守成以下近衛師団司令部の幕僚は午後4時に北の丸の庁舎に引き揚げ、自らが担当する東京北部地域の警備・救護に専念できるようになった。

3日は月曜日のため、陸軍省や参謀本部に職員が続々と出勤してくる。そのなかから参謀に任命された者が関東戒厳司令部の勤務に就き、警備、補給、救護、交通、庶務、情報などの業務に従事する。午後2時30分、福田は最初の命令として警視総監や関係地方長官、郵便・電信局長に対し、「罹災者の救護を容にし、不逞の挙に対し之を保護する目的とするを以て、克く時勢の緩急に応じ、寛厳宜しきに適するを要す」と、戒厳令適用に際しての方針を通達するとともに、戒厳令第14条に規定された緊急措置の実施を命じる（内容の詳細は第3章第3節を参照）。このようにして罹災地に展開する陸軍部隊を一元的に運用する司令部が本格的に機能しはじめたことで、陸軍の指揮・命令系統は整い、応援部隊の到着もあって中央機関は次第に態勢を立て直していったのである。

関東戒厳司令部は臨時震災救護事務局と警備方針等を協議し、5日には福田と内務大臣後藤新平との間で覚書が交わされ、①治安維持は戒厳司令官の責任で担当し、②救護事務は内務大臣の責任で行うが、戒厳司令官は努めて救護事業を援助するという方針が決定する。また、戒厳司令官は、平時における各行政機関の権限を尊重し、警備活動についても軍隊による直接威力の使用を避け、平時の管掌機関である警察官や憲兵の後援者としての位置を保つよう努めた。このように復興後の警察の信用等を考慮して警備方針が策定されたが、混乱状況の現場では殺傷事件など様々な問題が生じていった。

(3) 隣県部隊の集結と警備配置

東京府内各所に展開した近衛・第一師団の各部隊は、担当区域内の警備を実施するとともに罹災者の救助や救療も行った。両師団ともに旅団・連隊ごとに担当区域を区切り、現地に進出した連隊本部は、さらにその周辺の警備担当を大隊・中隊ごとに振り分けていった。各隊は要所を固めつつ、担当区域内を巡察しながら警察とともに治安維持を担った。こうした部隊の分散配置は、軍隊が広範囲に展開することによってその存在を示し、震災の混乱で動揺した人々に安心を与えるものであったが、逆に混乱を拡大させる面もあった。2日から3日、罹災民で

溢れる本所・深川方面では流言蜚語が広まり、自警団による朝鮮人・中国人に対する殺傷事件が多発する。これに軍隊も深く関わっており、現場の将兵たちは「保護」の名目で朝鮮人を拘束する一方、場合によっては暴行を加え、その場で殺害している（「震災警備ノ為兵器ヲ使用セル事件調査表」, 『関東大震災政府陸海軍関係史料』Ⅱ, p. 160～165）。こうした軍隊の行動は罹災民に「朝鮮人暴動」の現実性を誤認させるのに十分であったろう。

軍隊が朝鮮人・中国人の殺傷に関与した背景には、当時の日本人の朝鮮人・中国人に対する差別感情があったことは間違いないが、部隊の展開方法等にも原因があったと考えられる。通常、駐屯部隊が各々の衛戍地を越えて別の衛戍地に出動することはなく、しかも東京のように多くの部隊が駐屯する衛戍地では尚更であった。そうしたなかで出された「警備」を目的とする東京への出動命令や戒厳令施行の情報は罹災地にむかう応援部隊の将兵たちに大きな動揺を与えただろう。この点は後に警視庁監察官であった田邊保皓警視も指摘している（「震災の体験より非常時に処する方策に関する所見」, 『大正大震災火災誌』, 神奈川県警察部, 1926, p. 959～975）。また、「戒厳令」という言葉が、将兵たちに誤った認識を持たせた。過去に戒厳令が施行された前例は、日清戦争時の広島、日露戦争時の長崎・対馬・函館・台湾以外、日比谷焼打事件の際に暴動鎮圧を目的として東京市及び周辺郡部に第9条及び第14条が適用されたのみであった。こうした少ない前例から、現場の将兵たちは戒厳令施行の目的を暴動の鎮圧と認識した。後に陸軍自体が反省しているように、戒厳令に対する将兵たちの無理解が現場で様々な問題を起こす一因となったのである（前掲「将来参考トナルヘキ所見」）。さらに、分散配置は補給や命令伝達に不便なため、中央機関の意思が末端の将兵まで伝わりにくく、現場では各々の状況に応じた警備活動が展開された。軍隊の警備活動は災害時に増加する犯罪を抑止するため必要であったが、軍隊が無実の朝鮮人・中国人を殺傷した行為は深く反省すべき点であり、このような過ちは二度と起こしてはならない。

3日、神奈川県知事安河内麻吉の出動要請に応じて歩兵1個中隊と騎兵隊を横浜に派遣したのを皮切りに、関東戒厳司令部は神奈川方面にも部隊を展開させる。同時に、陸軍部隊の担当区域を整理し、既存の東京北部、南部に加え、神奈川や小田原にも方面警備隊を設置する。さらに4日、千葉・埼玉両県に戒厳区域が拡張させると、新たに藤沢・中仙道・市川・船橋・千葉・佐倉の方面警備隊が加えられる。これに地方からの応援部隊が加わり、罹災地の兵力は漸次増加する。各方面警備隊の指揮官は関東戒厳司令部と連絡を保ちながら当該地域の治安維持の責任を負い、将兵たちは吏員や警察官と連携しつつ、警備・救護活動を展開していったのである。

(4) 海軍の対応

政府の臨時震災救護事務局の設置に伴い、海軍は3日に救護事務を統轄する海軍震災救護委員会を海軍省内に設置する。救護委員会には総務科、情報科、調査科、運輸通信科、人事科、軍需科、医務科、給与科、応急建築科が設けられ、海軍次官岡田啓介が委員長に就任する。そ

して、海軍大臣財部彪は救護委員会が立案した各種救護策を受け、その実現のため関係各部署に指示を与えていった。また、救護委員会は臨時震災救護事務局や関東戒厳司令部と相互に連絡をとりながら業務を進め、連合艦隊司令部とともに救援物資の海上輸送等を実施する。

他方、戒厳令の適用区域が神奈川県まで拡張したことで、5日に横須賀鎮守府司令長官野間口兼雄が横須賀市及び三浦郡の戒厳司令官に就任する。これ以降、同地域の救護及び警備は海軍が担い、横須賀駐屯の陸軍部隊や憲兵がそれに協力する形となった。横須賀戒厳司令部も関東戒厳司令部と同様に逗子、浦賀、三崎などの担当区域を設定し、現地指揮官を指定して海兵団や海軍各種学校の学生を派遣する。各隊は担当区域内の警備のほか、負傷者の救療や救援物資の供給、交通・通信の確保等の救護活動を展開していった。

4 罹災地外からの応援

(1) 応援部隊の全体像

9月2日、陸軍大臣山梨半造は参謀総長と協議し、摂政官の許可を得た上で、地方師団所属部隊の東京招致を決定する。その結果、第十三師団（新潟県高田市）と第十四師団（栃木県宇都宮市）から歩兵各2個連隊（歩兵1個連隊＝3個大隊編制）、第二師団（宮城県仙台市）、第八師団（青森県弘前市）、第九師団（石川県金沢市）、第十三師団、第十四師団から各工兵1個大隊の出動が命じられる。この命令は2日から3日に航空機や電信を使って通達され、各地の部隊は次々と衛戍地を出発する。これ以降、応援部隊の出動命令が続き、10日までに歩兵57個大隊、騎兵22個中隊、砲兵34個中隊、工兵47個中隊、鉄道14個中隊、電信13個中隊、航空隊、輜重隊、自動車隊、鳩隊、諸学校教導隊及び生徒隊、各師団衛生機関等、約5万人の兵力が東京を中心とする罹災地に展開する。地方からの応援部隊の活動内容は表2-3のとおりである。

しかし、中央機関からの命令を受ける前に既に出動していた部隊もあった。震災直後、電信・電話が断たれたため、各地の師団長たちは対応に苦慮していた。そうしたなか、第三師団（愛知県名古屋市）は師団長井上幾太郎の判断で航空機を東京に派遣する。2日午後、各務原の飛行第一、第二大隊は活動を開始し、東京方面の状況を把握するとともに、中央機関との連絡に努める。また、豊橋の第十五師団も師団長田中国重の判断で管轄下の部隊を沼津以東の罹災地に出動させる。同師団は神奈川県の一部を師管としていたため、2日夕方以降、罹災地近傍の部隊に出動を命じ、3日朝には箱根・小田原方面に部隊が進出している。後に中央機関はこの行動を承認し、7日以降に第十五師団の派遣部隊を関東戒厳司令部の指揮下に編入している。

表2-3 陸軍応援部隊の全体像

師団名	派遣部隊名	部隊名	兵舎所在地(衛戍地名)	派遣規模	活動期間				初期配属
					出動	罹災地到着	撤収	活動時間	
第二師団 (仙台)	歩兵第三旅団司令部	宮城県仙台市(仙台)	司令部全部	9月4日	9月5日	10月5日	31日間	東京南部	
	歩兵第二十九連隊	宮城県仙台市(仙台)	部隊全部	9月4日	9月5日	10月5日	31日間	東京南部	
	歩兵第六十五連隊	福島県若松市(若松)	2個大隊	9月4日	9月5日	10月9日	35日間	司令官直轄	
	歩兵第三十二連隊	山形県山形市(山形)	1個大隊	9月4日	9月5日	10月9日	35日間	司令官直轄	
	工兵第二大隊	宮城県仙台市(仙台)	部隊全部	9月4日	9月4日	10月20日	47日間	東京北部	
第三師団 (名古屋)	衛生機関	※管轄下の部隊・衛戍病院等から派遣	—	9月4日	9月4日	10月19日	46日間	司令官直轄	
	工兵第三大隊	名古屋市西区南外堀町(名古屋)	部隊全部	9月4日	9月7日	10月22日	46日間	司令官直轄	
第四師団 (大阪)	衛生機関	※管轄下の部隊・衛戍病院等から派遣	—	9月4日	9月6~7日	①9月19日 ②9月28日	22日間	東京北部	
	衛生機関	※管轄下の部隊・衛戍病院等から派遣	—	9月4日	9月9日	9月24日	16日間	神奈川	
第五師団 (広島)	工兵第五大隊	広島県広島市(広島)	部隊全部	9月6日	9月11日	10月14日	34日間	司令官直轄	
	電信第二連隊	広島県豊田郡忠海町(広島)	部隊全部	9月6日	9月11日	10月25日	45日間	司令官直轄	
	衛生機関	※管轄下の部隊・衛戍病院等から派遣	—	9月4日	9月9~12日	9月28日	20日間	東京北部	
第六師団 (熊本)	衛生機関	※管轄下の部隊・衛戍病院等から派遣	—	9月4日	9月8日	①9月18日 ②9月26日	19日間	藤沢	
	工兵第七大隊	北海道旭川市(旭川)	部隊全部	9月4日	9月7~9日	10月5日	30日間	東京南部	
第七師団 (旭川)	衛生機関	※管轄下の部隊・衛戍病院等から派遣	—	9月4日	9月7日	9月27日	21日間	藤沢	
	歩兵第四旅団司令部	青森県弘前市(弘前)	司令部全部	9月6日	9月9日	10月31日	54日間	司令官直轄	
第八師団 (弘前)	歩兵第五連隊	青森県東津軽郡筒井村(青森)	2個大隊	9月6日	9月9日	10月27日	50日間	神奈川	
	歩兵第三十一連隊	青森県中津軽郡清水村(弘前)	2個大隊	9月6日	9月9日	10月31日	54日間	司令官直轄	
	歩兵第十七連隊	秋田県秋田市(秋田)	1個大隊	9月6日	9月8日	10月20日	44日間	東京南部	
	歩兵第五十二連隊	青森県中津軽郡千代村(弘前)	1個大隊	9月6日	9月9日	10月20日	43日間	司令官直轄	
	工兵第八大隊	岩手県岩手郡厨川村(盛岡)	部隊全部	9月4日	9月5日	10月5日	32日間	東京北部	
	衛生機関	※管轄下の部隊・衛戍病院等から派遣	—	9月4日	9月6日	9月24日	19日間	東京南部	
	歩兵第六旅団司令部	石川県金沢市(金沢)	司令部全部	9月4日	9月5日	10月25日	52日間	中山道	
第九師団 (金沢)	歩兵第七連隊	石川県金沢市(金沢)	部隊全部	9月4日	9月7日	10月25日	50日間	中山道	
	歩兵第三十五連隊	石川県石川郡野村(金沢)	通信班	9月4日	9月7日	10月23日	48日間	東京南部	
	歩兵第三十六連隊	福井県丹生郡立待村(鯖江)	部隊全部	9月4日	9月5~6日	10月10日	37日間	東京南部	
	歩兵第六十九連隊	富山県婦負郡東奥羽村(富山)	通信班	9月4日	9月5日	9月21日	17日間	司令官直轄	
	工兵第九大隊	石川県石川郡野村(金沢)	部隊全部	9月4日	9月5日	9月21日	17日間	司令官直轄	
	衛生機関	※管轄下の部隊・衛戍病院等から派遣	—	9月4日	9月5~6日	9月21日	17日間	東京南部	
	工兵第十大隊	京都府加佐郡福知山町(福知山)	部隊全部	9月6日	9月11日	10月15日	36日間	司令官直轄	
第十師団 (姫路)	衛生機関	※管轄下の部隊・衛戍病院等から派遣	—	9月4日	9月9日	9月30日	23日間	神奈川	
	工兵第十一大隊	香川県中多度郡善通寺町(善通寺)	部隊全部	9月6日	9月11日	10月8日	29日間	司令官直轄	
第十一師団 (善通寺)	衛生機関	※管轄下の部隊・衛戍病院等から派遣	—	9月4日	9月8日	9月26日	19日間	千葉	
	工兵第十二大隊	福岡県企救郡企救町(小倉)	部隊全部	9月6日	9月12日	10月8日	36日間	神奈川	
第十二師団 (小倉)	衛生機関	※管轄下の部隊・衛戍病院等から派遣	—	9月4日	9月8日	9月26日	19日間	千葉	
	歩兵第二十六旅団司令部	新潟県高田市(高田)	司令部全部	9月4日	9月5日	10月11日	38日間	東京北部	
第十三師団 (高田)	歩兵第五十連隊	長野県松本市(松本)	2個大隊	9月4日	9月5日	10月11日	38日間	司令官直轄	
	歩兵第五十八連隊	新潟県高田市(高田)	1個大隊	9月4日	9月5日	10月11日	38日間	東京北部	
	歩兵第三十連隊	新潟県中蒲原郡菅名村(村松)	部隊全部	9月4日	9月6日	10月7日	33日間	東京北部	
	工兵第十三大隊	新潟県北魚沼郡千田村(小千谷)	部隊全部	9月4日	9月6日	10月11日	37日間	東京南部	
	衛生機関	※管轄下の部隊・衛戍病院等から派遣	—	9月4日	9月6日	9月19日	14日間	東京北部	
第十四師団 (宇都宮)	歩兵第二十八旅団司令部	栃木県河内郡国本村(宇都宮)	司令部全部	9月3日	9月3日	9月24日	22日間	東京南部	
	歩兵第十五連隊	群馬県高崎市(高崎)	部隊全部	9月3日	9月3日	9月24日	22日間	東京南部	
	歩兵第六十六連隊	栃木県河内郡国本村(宇都宮)	部隊全部	9月3日	9月3日	9月29日	27日間	①東京北部 ②司令官直轄	
	工兵第十四大隊	茨城県東茨城郡常磐村(水戸)	部隊全部	9月3日	9月3日	10月17日	46日間	神奈川	
	衛生機関	※管轄下の部隊・衛戍病院等から派遣	—	9月3日	9月3~4日	9月19日	17日間	東京南部	
第十五師団 (豊橋)	歩兵第二十九旅団司令部	愛知県豊橋市(豊橋)	司令部全部			10月14日	40日間	小田原	
	歩兵第三十四連隊	静岡県静岡市(静岡)	2個大隊			10月27日	55日間	小田原	
	歩兵第六十七連隊	静岡県浜松市(浜松)	1個大隊			10月5日	31日間	小田原	
	歩兵第六十連隊	愛知県渥美郡高師村(豊橋)	1個中隊			9月24日	18日間	司令官直轄	
	工兵第十五大隊	愛知県豊橋市(豊橋)	部隊全部			10月20日	48日間	小田原	
	輜重兵第十五大隊	愛知県渥美郡高師村(豊橋)	部隊全部			9月25日	21日間	小田原	
	衛生機関	※管轄下の部隊・衛戍病院等から派遣	—			9月28日	25日間	①小田原 ②神奈川	
第十六師団 (京都)	工兵第十六大隊	京都府紀伊郡伏見町(京都)	部隊全部	9月4日	9月9日	10月8日	31日間	藤沢	
	衛生機関	※管轄下の部隊・衛戍病院等から派遣	—	9月4日	9月9日	9月25日	15日間	神奈川	
第十七師団 (岡山)	工兵第十七大隊	岡山県岡山市(岡山)	部隊全部	9月6日	9月11日	10月15日	36日間	神奈川	
	衛生機関	※管轄下の部隊・衛戍病院等から派遣	—	9月4日	9月8~7日	9月21日	14日間	東京北部	
第十八師団 (久留米)	工兵第十八大隊	福岡県三井郡御井町(久留米)	部隊全部	9月6日	9月11日	10月21日	42日間	司令官直轄	
	衛生機関	※管轄下の部隊・衛戍病院等から派遣	—	9月4日	9月9日	9月23日	15日間	東京南部	

※ 主に旅団司令部は展開部隊の指揮、歩兵連隊は罹災地の警備、工兵大隊は社会基盤の復旧、衛生機関は罹災者の救助などを担当した。

※ 関東戒厳司令官の指揮下に属さなかったが、横須賀重砲兵連隊や野戦重砲兵第一旅団(静岡県田方郡三島町)なども警備・救護活動を展開している。

出典:『東京震災録』、『自明治三十七年至大正十五年陸軍省沿革史』、『職員録』(印刷局)より作成

(2) 地方部隊の出動－第十三師団の例－

第三師団や第十五師団の事例は特殊であり、多くの師団は中央からの命令を受領した後に行動している。ここでは新潟県と長野県を管轄地域とする第十三師団の行動を『新潟新聞』や『高田日報』などの地元紙から追ってみる。

震災発生当時、師団長井戸川辰三は師管内の視察を行っており、9月3日午後2時30分、井戸川が村松の歩兵第三十連隊を視察していたところに、高田（師団司令部以下主力部隊の衛戍地）から師団参謀長がやって来る。この時点で師団は正式な出動要請を受領していなかったが、第三師団や第九師団の電信から第十三師団への出動命令を断片的に得ていたと考えられ、既に2日には『高田日報』に師団出動の噂が流れていた。井戸川は直ちに部下の歩兵第十五旅団長及び歩兵第三十連隊長と協議を行い、その後、午後6時10分に高田の師団司令部が舞鶴無線電信所を經由して陸軍大臣の正式な出動命令を受けたことで、歩兵第二十六旅団司令部（高田）、歩兵第三十連隊（村松）、歩兵第五十連隊（松本）の2個大隊、歩兵第五十八連隊（高田）の1個大隊、工兵第十三大隊（小千谷）の出動を決定し、各々の部隊にその旨を通達した。

出動部隊は4日から5日に各々の兵営を出発し、完全武装した兵士たちは出征時のように多くの人々に見送られながら汽車に乗って東京方面を目指す。流言蜚語の影響が新潟・長野・群馬の県境付近で盛んとなり、鉄道の運行などに支障をきたしていた。また、高田市内では3日に「不逞鮮人」侵入の情報が入ると、同地駐屯の部隊は高田衛戍服務細則に基づき市内の警戒を強化している（「市内警戒区域」、『高田日報』、9月5日付）。流言蜚語や戒厳令の影響が直接地震の被害を受けなかった地域にも目に見える形で影響するなか、全国の衛戍地から続々と出動する軍隊の光景は、非罹災地の人々に罹災地で暴動が発生している事態を想像させ、無用の危機感を高めるとともに、様々な混乱を招いた。第十三師団の派遣部隊は5日から6日の間に田端駅に到着し、その後、東京北部地域を中心に約1か月間活動を展開していくのである。

(3) 各鎮守府・連合艦隊・練習艦隊の対応

海軍省や横須賀鎮守府は呉・佐世保両鎮守府に救援要請を送信しているが、受信側が正常に情報を得たわけではなかった。佐世保鎮守府は9月1日午後3時に船橋送信所が発した電信を受信したが、呉鎮守府が船橋送信所から電信を受信したのは午後11時40分で、それ以前の情報は大阪朝日新聞の記者が伝えた「沼津以東大地震あり」の情報と、神奈川県庁が発した救援要請のみであった。これは佐世保の電信機器が呉のものより優秀であったためであり、以後、呉は佐世保の電信を介して東京方面の情報を得る。呉鎮守府長官鈴木貫太郎は東京方面の状況を正確に把握できていなかったが、2日午前6時に官邸に幕僚を招集して独断で艦艇を派遣する方針を決定し、さらに倉庫を開放して救援物資を艦艇に搭載する。本来、倉庫の物資を外部に出すには海軍大臣の許可が必要であったが、鈴木は越権行為を覚悟でこれを実施する。こうした鎮守府長官や要港部司令官の臨機応変な対応は救援物資の早期到着を可能とした。

他方、演習・検閲中であつた連合艦隊は、1日午後3時に船橋送信所の電信を受け、関東地方で地震が発生したという情報を得る。2日午前、第二艦隊旗艦・巡洋戦艦「金剛」は電信から地震の被害が甚大なことを把握するが、連合艦隊旗艦・戦艦「長門」は電信の大部分を受信していなかった。そのため、第二艦隊司令部は参謀長を派遣して連合艦隊司令官竹下勇と対応を協議した結果、午後2時ごろに艦隊の行動予定変更と東京湾への急行を決定する。これと前後して、海軍省から艦隊行動中止の電信がある。午後4時以降、準備ができた艦艇から次々と停泊地を出航し、途中で佐世保や呉に寄港して補給と救援物資の搭載を行った後、全速力で東京湾を目指す。また、練習艦隊も1日午後3時20分に電信を受信し、佐世保に寄港した後、連合艦隊と同様の対応をとっている。

6日、連合艦隊は司令部を戦艦「長門」から海軍省構内に移し、艦艇部隊を指揮しながら、①震災沿岸地方の状況調査、②同地方の救護及び海上交通、③救援物資・人員の海上輸送、④芝浦・横浜の港務一般の管理、⑤在京の海軍施設の警備、⑥海軍各部との通信連絡などを進めていった。また、第二艦隊司令部は、①品川沖における救援物資・人員の揚陸、②海上輸送の補助、③港務一般に関する事項を掌握し、品川沖に停泊するすべての艦船を統轄する。さらに、練習艦隊は静岡県清水港に司令部を移し、東京・横浜・横須賀方面からの避難民の海上輸送を担った。艦艇部隊の東京湾集結によって海軍省は実働部隊を獲得し、東京でも救護活動を展開できるようになったのである。

(4) 在郷軍人会

在郷軍人会とは、平時は通常の市民生活を送り、有事の際は召集される予備役及び後備役の軍人（＝在郷軍人）によって構成される組織である。1910（明治43）年11月に帝国在郷軍人会として発足し、全国の連隊区（＝師管区内を県や市・郡単位で小区分）ごとに支部、市町村に分会という系統で組織化された。関東大震災では現役兵で構成される陸軍・海軍部隊だけでなく、在郷軍人も活発な救護活動を展開している。

9月3日、本部役員は陸軍大臣田中義一（2日夕刻就任）と今後の対応を協議し、関東戒厳司令部や陸軍省・海軍省との連絡を円滑にするため、本部事務所を牛込区原町から陸軍省構内に移転させ、臨時に総務部、庶務部、通信宣伝部、給養部、記録部、人事相談部の部署を設けて震災直後の混乱状況に対応する。さらに、横浜に本部出張所、小田原に静岡支部の出張所を設置して同方面でも活動を展開する。在郷軍人会の機関紙『戦友』（第160号）は9月6日に到着した宇都宮支部の会員400名を最初の来援隊として紹介しているが、3日には前橋分会の救護班が東京に到着するなど、在郷軍人は青年団とともに救護団を編成して続々と上京し、その数は最大で約8,200名に達した。

本部は来援した在郷軍人に指示を出して各種作業の支援にあたらせたほか、①所有施設への罹災民の収容、②救援物資の配給、③見舞金の配布、④訛伝の防止、⑤義捐金の募集、⑥失業者への職業の紹介などを実施する。しかし、本部が上京してくるすべての救護団を掌握できた

わけではなく、14日には救護団の数が増えすぎたため、本部は全国に上京中止を打電している。また、翌15日には、青年団・消防組とともに上京した在郷軍人が独自に活動をしている例を挙げ、必ず本部の指示を受けた後に活動するよう促している。本部は上京した在郷軍人の勝手な行動が問題化し、組織全体が批判の対象となることを恐れていた。在郷軍人による救護団は労働力として有効であったが、それを効率的に機能させるには、在郷軍人の行動を管理・監督する機関が必要だったのである。

5 治安の回復と部隊の撤収

(1) 救援物資の輸送・供給

震災直後、東京では罹災民に供給する食料物資が不足する。陸軍は在京部隊の倉庫を開放し、乾パン約12万人分や牛肉缶詰などを罹災民に供給していたが、頼りにしていた越中島の糧秣本廠（陸軍で使用する兵員の食糧や馬の餌を製造・保管する施設）が衛生材料廠と同様に焼失したため、在京部隊自体が食料物資欠乏の危機に陥った。9月4日以降、隣県師団の糧秣が到着したことで食糧の危機は徐々に打開されていったが、それまでは在京部隊が罹災民に対して優先的に食糧を供給し続けた。

政府の要請や地方長官の独断によって発送された救援物資が鉄道や海路を通じて集まってくると、陸軍や海軍がその輸送業務を担当する。3日、救援物資到着後の配給に関して臨時震災救護事務局と各関係機関との間で協定が結ばれ、海軍は海上輸送から陸揚げ作業を、陸軍は揚陸地点から東京府・市が希望する分配所までの運搬を担うことになる。4日、関東戒厳司令部内に補給部が設置され、5日以降、揚陸地点の芝浦のほか、鉄道や水路の要所である新宿、田端、隅田川、亀戸、品川、横浜に配給機関を設置して業務を開始する。しかし、揚陸地点の不整備や使用人夫（多くは在郷軍人・青年団）の不熟練、陸軍と海軍との間の揚陸過程の未調整など多くの問題が生じていた。そのため、全国から集まった救援物資が海上で停滞する事態が度々発生している。これに海軍側の責任者であった第二艦隊司令長官加藤寛治は怒り、9月13日、参謀長を派遣して陸軍側に抗議している（『続・現代史資料5 海軍 加藤寛治日記』、みすず書房、1994、p. 69）。また、多くの艦船が集結する品川沖では舟の往来が激しく、11日には130名を乗せた巡洋戦艦「比叡」搭載の小型艇が曳船と衝突し、46名の将兵が溺死している。陸軍と海軍の間の意思疎通ができていなかっただけでなく、多くの艦船によって東京湾が混雑するなかで二次災害も発生していたのである。

(2) 陸軍震災救護委員会の設置

9月11日、陸軍は陸軍省に陸軍震災救護委員会を設置し、関東戒厳司令部から救護機能を分離させ、救援物資の供給、救療・収容、社会基盤の復旧などの救護活動を震災救護委員の管轄

とする。そして、委員を統轄する委員長には陸軍次官白川義則が就任し、各委員には陸軍省の局長・課長クラスが陸軍省官制に基づく所管事項に合わせて就任するとともに、補給部、配給司令部、配給部、輸送部、技術部、救療部の部長を兼任し、部員を指揮して各種業務を遂行する。例えば、救療部長には医務局長が就任し、震災直後から各所に展開していた救護所や第一衛戍病院に仮移転した衛生材料廠の補給業務等を統轄して罹災者の救療に尽力する。また、技術部は通信以外の技術作業の大部分を統轄し、全国から集まった工兵隊や鉄道連隊などの技術科部隊を指揮して道路や橋梁、鉄道の復旧作業を行ったほか、残骸の撤去や崩壊建築物の爆破を行い、例えば、盛岡の工兵第八大隊約60名は上層部が倒壊した浅草の凌雲閣などを1日で爆破・解体している。このように軍隊の救護活動は陸軍震災救護委員会の下で一元的に管理され、関東戒厳司令部は警備活動のみを専念する機関となったが、統率の関係上、各地に展開した技術科部隊は関東戒厳司令官の指揮下で活動を展開していった。

(3) 陸軍・海軍部隊の撤収

震災発生以降、各地に陸軍部隊が展開していたが、状況の安定化に伴い、分散配置を解いて数箇所に兵力を集中させ、さらに地方自治体や警察の機能が回復してくると、陸軍中央は軍隊教育の遅延を考慮し、9月20日以降、地方からの応援部隊を所定の衛戍地に帰還させる。また、方面警備隊も順次縮小・撤退し、10月25日には千葉・埼玉両県の戒厳令の適用が解除され、10月末には展開する部隊が近衛・第一師団の部隊のみとなり、11月15日に戒厳令適用が完全に解除される。これによって多くの部隊は通常の業務に戻り、再び兵員の教育や訓練に励むようになる。戒厳令の適用撤廃と同時に関東戒厳司令部も廃止されるが、同時に東京には近衛・第一師団を統轄し、かつ、東京から川崎・横浜周辺までを管轄区域とする常設の東京警備司令部が設置され、同司令官が東京衛戍司令官に代わり在京陸軍部隊の衛戍勤務を統轄することになる。

一方、海軍は9月20日に練習艦隊が担当していた避難民・物資の海上輸送を終了し、22日には芝浦方面、27日には横浜方面の海上輸送・陸揚げ作業を政府の臨時震災救護事務局協議会に引き渡す。各種業務に従事していた艦艇は9月下旬から順次通常の活動に戻り、連合艦隊は10月3日に東京湾から撤収し、その後、残って活動していた各鎮守府所属の艦艇も11月6日には完全に撤収する。

以上のような経過をたどり、軍隊の活動は段階的に終了し、罹災地の治安維持は増員した警察官や憲兵などの手に引き継がれていったのである。

(4) 軍隊に対する社会の評価と陸軍の自己評価

関東大震災における軍隊の活動は多くの人々に好意的に受け止められ、軍隊は大きな支持を獲得した。こうした状況を教育総監部本部長宇垣一成は、「国民少なくとも今次の変災の直接影響を蒙りし士民は、軍隊の活動に対して感謝の意を有して居る。甚しき忘恩者にあらざる限りは」と、日記に記している（『宇垣一成』、みすず書房、1968、p. 448）。また、反軍思想家で知ら

れる水野廣徳も雑誌『中央公論』10月号で戒厳令下の軍隊の活動を高く評価し賛辞を送っているが、翌月の『中央公論』で水野は軍隊批判に転じている。この原因は甘粕正彦憲兵大尉による大杉栄殺害事件にあり、憲兵による不祥事が軍隊全体の評価に影響を及ぼした。大杉と親しかった弁護士山崎今朝弥などは軍隊の活動を「戦々恟々たる民心を不安にし、市民をことごとく敵前勤務の心理状態に置いたのは慥かに軍隊唯一の功績であった。全く兵隊さんが、巡查、人夫、車掌、配達の役目の十分の一でも勤めてくれていたら、騒ぎも起らず秩序も紊れず、市民はどんなに幸福であったろう」と、厳しく評価している（山崎今朝弥, 1982, p. 223-224）。

地方からの応援部隊の撤収がほぼ完了した11月2日、陸軍省は陸軍の各機関・部隊に関東地方震災関係業務詳報調製規定に基づく報告書の作成と提出を命じ、震災の記録収集に着手する（陸普第4588号）。これによって陸軍の関係機関や出動部隊は活動の内容や教訓などを詳細に記した報告書を作成し、陸軍省など中央機関に提出している。ここから震災に対する陸軍の姿勢をうかがい知ることができる。例えば、近衛師団は軍隊教育の遅延に不安を抱えており、一年間の集大成である秋季演習の中止に一部不満を漏らしている（前掲「将来参考トナルヘキ所見」）。軍隊としては戦時に備えることが本来の役割であり、関東大震災における各種活動は、軍隊の本来的な任務ではないと認識していたようである。そのため、警察や自治体の機能が回復したにもかかわらず、派遣部隊が様々な業務に濫用されることや、活動の長期化によって救護事業を管掌する警察や自治体の権限を奪うことに危機感を抱いていた。こうした点からも明らかのように、戒厳令の施行で軍隊の存在が一時的に前面に出たものの、各種活動に対する軍隊の姿勢はあくまで自治体や警察への「応援」にあり、陸軍側は治安の回復による早期撤収を望んでいた。他方、陸軍は警察や自治体、海軍との間で連携が円滑にいったなかった点を問題視しており、将来的に予想される航空機による都市攻撃などに備え、以後、軍隊と警察・自治体、さらに一般市民を動員した防災・防空態勢の確立を模索していくのである（土田宏成, 2002）。